

2019年度

いじめの防止基本方針



埼玉県立進修館高等学校

目 次

はじめに	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	1
第 2 いじめ早期発見への取組	1
第 3 いじめの早期解決への取組	1
第 4 いじめ問題に向けての校内組織	2
第 5 いじめ防止対策推進法第 28 条における 「重大事態」の対応について	2
第 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	3
第 7 年間行事予定	3

はじめに

埼玉県立進修館高等学校いじめの防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を全職員が組織一丸となって効果的に推進する基本方針を定めるものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、生徒の自助・共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育成する。また、あらゆる機会を通じていじめ防止を啓発する。

- (1) 各学年では、遠足や修学旅行等の学年行事を積極的に活用し、生徒がお互いに助け合う意識を醸成する。また、道徳教育により生徒の豊かな心を育てる。
- (2) 生徒指導部では、全校集会等において、いじめ防止の啓発を図る。
- (3) 特別活動部では、生徒会活動等を活用し、生徒が相互に協力し合う人間関係づくりを支援する。
- (4) 各教科では、研修会や公開授業等を通してわかる授業を推進するとともに、生徒に学習に対する達成感を育む。
- (5) 部活動を通して、心身ともに健康な生徒の育成を推進する。

第2 いじめ早期発見への取組

本校は、全職員が生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、以下の取組を実践する。

- (1) 職員は、授業、部活動、学校行事、委員会活動などにおいて、積極的に生徒観察や声掛けを行う。
- (2) 各学年では、日頃の生徒の実態を把握し、学年内の情報交換を積極的に行うとともに、必要に応じて全職員で情報を共有する。
- (3) 生徒指導部は、生徒及び保護者対象「いじめアンケート」をそれぞれ年1回実施する。
- (4) 保健部では、保健室へ相談に来る生徒を把握し、担任、学年、生徒指導部等と緊密な連携を図る。

第3 いじめの早期解決への取組

本校は、「進徳修業」の精神に基づき、生徒が安心して学校生活を送り、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り学校の取組についての情報

を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。

- (2) 教務部、各学年が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。

※いじめ防止対策推進法 第23条2

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等にかかるいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】

- ・校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、進路指導主事及び校長が指名する職員とする。なお、必要に応じて担任、部活動顧問、養護教諭及び関係職員を委員とすることができる。

【活動内容】

- ・いじめ防止に関すること。
- ・家庭や地域、関係機関との連携に関すること。

【開催】

- ・年3回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校は、いじめに関する重大事態を全職員が理解し、以下のように取り組む。

- (1) 調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。
- (2) 調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から「いじめ防止対策委員会」を母体とし、必要に応じて弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、県教育委員会と連携し、必要に応じて県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

- (3) 「いじめ防止対策委員会」は、いじめの重大事態が二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- (4) 教務部及び各教科は、被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する

【重大事態及びその調査について】

重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害」であり、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、「児童生徒が自殺を企図した」「身体に重大な傷害を負った」「金品等に重大な被害を被った」「精神性の疾患を発症した」などのケースが想定される。

調査に当たっては、いじめにより年間30日（目安）の欠席を余儀なくされている場合、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手する。

さらに、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校は、「規律ある態度と豊かな心を育成する」重点目標に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) LHRや全校集会等を活用して、インターネットを使いたいじめの防止等について周知徹底する。
- (2) 保護者に対し、必要に応じて保護者向け文書やリーフレットを配布し、意識啓発を図る。

第7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	全校及び学年集会においていじめ防止講話（生徒指導主任・学年主任）		
	第1回いじめ防止対策委員会 【「いじめ防止基本方針」策定及び情報交換、他】		
5 月	保護者対象いじめ防止の意識啓発講話（生徒指導主任等）		
7 月	「彩の国の道徳」を活用した人間としての在り方生き方学習（各学年）		
	全校及び学年集会においてネットいじめ防止講話（生徒指導部・学年主任）		
10 月	第2回いじめ防止対策委員会【情報交換、他】 生徒対象いじめアンケート調査		
11 月	保護者対象いじめアンケート調査		

帰りの会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりしている <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたまましている <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れている	
部活動・クラブ活動	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている <input type="checkbox"/> ペアの練習で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないけど、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を隠される <input type="checkbox"/> 孤立している	
放課後から下校時	<input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄って来る <input type="checkbox"/> 鞆や持ち物がなくなっている <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている <input type="checkbox"/> 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る <input type="checkbox"/> 一人で帰る	
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> 心ざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 一人の子の机や持ち物をさわろうとしない <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が見受けられる。	

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント：

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。

